

※内容が変更となることがありますので、最新の情報を確認の上、手続き等を行ってください。

空き家情報バンクの登録を検討されている空き家所有者の方へ

空き家情報バンクに「お問い合わせ先」として不動産業者を登録されますと空き家所有者に「空き家情報バンク登録奨励金」を交付することができます。

空き家情報バンク登録奨励金

目的

空き家の適正な管理及び活用の促進を図ることを目的に奨励金を交付します。

対象者

空き家情報バンクに「お問い合わせ先」として不動産業者（公益社団法人広島県宅地建物取引業協会又は公益社団法人全日本不動産協会広島県本部の会員である者）を登録された空き家所有者

※予算の範囲内で奨励金を交付しますので、予算がない場合には交付ができませんのでご理解ください。

※1 物件につき 1 回まで

項目	要件	金額
空き家情報バンク登録奨励金	不動産業者をお問い合わせ先として「空き家情報バンク」に登録していること	5万円

必要書類

空き家情報バンク登録通知のあった日から3か月以内に交付申請が必要。

- 1 空き家情報バンク登録奨励金交付申請書（様式第1号）
- 2 空き家情報バンク物件登録決定通知書の写し

※交付決定後、請求書の提出が必要です。

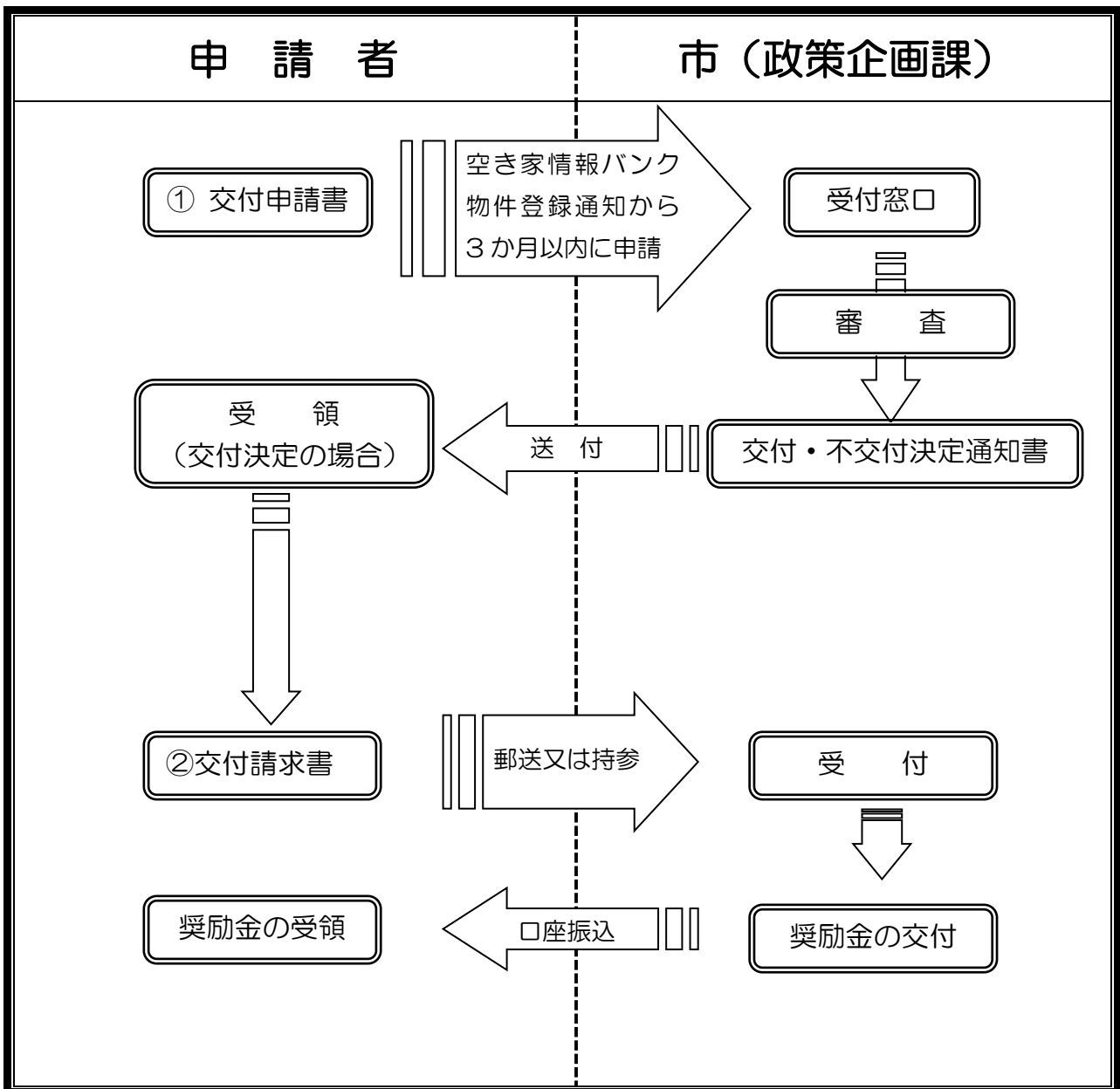
申請先・お問い合わせ先

安芸高田市 企画部 政策企画課

住所：広島県安芸高田市吉田町吉田 791 番地

Tel：(0826) 42-5612 Fax (0826) 42-4376

空き家情報バンク登録奨励金手続きの流れ



奨励金の請求

奨励金の交付決定を受けた方は、空き家情報バンク登録奨励金交付請求書（様式第3号）を記入して安芸高田市企画部政策企画課へ提出してください。

請求書が提出された後、奨励金を交付します。

（注）奨励金の返還

次の事由により、奨励金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に奨励金が交付されているときは、奨励金を返還していただきます。

- 1 虚偽又は不正の事実に基づいて奨励金の交付を受けたとき
- 2 空き家情報バンクへの登録日から登録日から6か月を経過する日までに登録を取り消したとき
※ただし、売買又は賃貸借契約が成立した場合は除きます。
- 3 過去にこの奨励金の交付を受けたことがある空き家であることが判明したとき